富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領

平成６年６月 15 日制定
令和７年４月　１日最終改正

（目的）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入及び売り払い、役務の提供又は賃貸借（以下「建設工事等」という。）の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、富津市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が工事事故等を引き起こした場合における指名停止等に関して、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な措置を定めることを目的とする。

（指名停止）

第２条　市長は、有資格業者が別表１及び別表２の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、富津市建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行なうものとする。

２　市長が指名停止を行なったときは、契約担当部長は、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第３条　市長は、前条第１項の規定により、元請負人の指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行なうものとする。

２　市長は、前条第１項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

３　市長は、前条第 1 項又は前各項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行なうものとする。

（指名停止の期間の特例）

第４条　有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

２　有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の２倍（当初の指名停止の期間が１か月に満たないときは 1.5 倍）の期間とする。

(1) 別表１各号又は別表２各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後１か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表１各号又は別表２各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表２第１号から第３号まで又は第４号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後３か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第１号から第３号まで又は第４号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

３　市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前２項及び第５条第１号から第３号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の２分の１の期間まで短縮することができる。

４　市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が 24 か月を超える場合は 24 か月）まで延長することができる。

５　市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第５条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

６　市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第５条　市長は、第２条第１項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第４条第２項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は富津市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表２第４号又は第７号に該当したときそれぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

(2) 別表２第４号から第10号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の３第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の３第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等

妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

(3) 別表２第４号から第６号までに該当する有資格者について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があったとき。（前二号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の罰則に関する法律（平成14年法律第101号）第３条第４項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表２第４号から第６号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号から前号までの規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に１か月加算した期間

(5) 富津市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表２第７号から第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に１か月加算した期間

（指名停止の通知）

第６条　市長は、第２条第１項又は第３条各項の規定により指名停止を行い、第４条第５項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第６項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく別記様式によりそれぞれ通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第７条　契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第８条　契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第９条　市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の公表）

第１０条　市長は、第２条第１項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

附　則

１　この要領は平成５年６月 16 日から施行する。

２　富津市建設工事請負業者指名停止基準（昭和４７年４月１日）は廃止する。

沿　革

平成６年６月 15 日全部改正　平成６年６月 16 日施行（附則）
平成 16 年６月１日一部改正　同日施行（附則）
平成 19 年 11 月１日一部改正　同日施行（附則）
平成 20 年４月１日一部改正　同日施行（附則）
平成 27 年４月１日一部改正　同日施行（附則）
令和３年３月 19 日一部改正　令和３年４月１日施行（附則）
令和５年３月 13 日一部改正　令和５年４月１日施行（附則）

別表１

事故等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期　　間
（虚偽記載） １　富津市の発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１か月以上６か月以内
（過失による粗雑工事） ２　富津市の発注した建設工事等（以下この表において「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から１か月以上６か月以内
３　千葉県内における建設工事等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められたとき。	当該認定をした日から１か月以上３か月以内
（契約違反） ４　第２号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４か月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） ５　市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から１か月以上６か月以内
６　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１か月以上３か月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） ７　市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４か月以内

８　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上２か月以内

別表２

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期　　間
（贈賄）	
１　次のイ、ロ又はハに掲げる者が富津市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	４か月以上１２か月以内
ロ　一般役員等	３か月以上９か月以内
ハ　有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	２か月以上６か月以内
２　次のイ、ロ又はハに掲げる者が千葉県及び近県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県及び栃木県。以下この表において同じ。）の区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	３か月以上９か月以内
ロ　一般役員等	２か月以上６か月以内
ハ　使用人	１か月以上３か月以内
３　次のイ又はロに掲げる者が前号に掲げる区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	３か月以上９か月以内
ロ　一般役員等	１か月以上３か月以内
（独占禁止法違反行為）	
４　富津市内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１２か月以上２４か月以内
５　千葉県及び近県の区域内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２か月以上９か月以内
６　第４号及第５号に掲げる区域外において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から１か月以上９か月以内

措　　置　　要　　件	期　　間
（競売入札妨害又は談合）	
７　富津市内において、公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から１２か月以上２４か月以内
８　千葉県及び近県の区域内において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から２か月以上１２か月以内
９　第７号及び第８号に掲げる区域外において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から１か月以上１２か月以内
１０　県外の他の公共機関が発注する建設工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から３か月以上１２か月以内
（建設業法違反行為）	
１１　市発注工事等において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２か月以上９か月以内
１２　千葉県及び近県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１か月以上９か月以内
（その他不正又は不誠実な行為）	
１３　別表１及び前各号に掲げる場合のほか、本市の契約業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１か月以上９か月以内
１４　別表１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１か月以上９か月以内

第１号様式

第　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

富津市長

指名停止通知書

このたび、貴　　が（の）①　　ことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。
②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに今後の措置の詳細について報告されたい。）

記

１．指名停止の期間　　③

２．指名停止の理由　　④

（注）
１．①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
２．②は、第６条第２項の適用がある場合に使用する。
３．③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。ただし、指名停止の理由が別表２第１号に該当する場合には、「公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことが明らかとなるまで」と記載する。
４．④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

第２号様式

第　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

富津市長

指名停止期間変更通知書

さきに、　　年　　月　　日付け　第　　号をもって貴　　の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

１．従前の指名停止の期間

２．変更後の指名停止の期間

３．変　更　の　理　由

第３号様式

第　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

富津市長

指名停止解除通知書

さきに、　　年　　月　　日付け　第　　号をもって貴　　の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび当該指名停止を解除したので通知する。